

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 <u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u> （趣旨） 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二条 手数料を徴収する事務（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「都市低炭素化促進法」という。）に基づく事務及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく事務を除く。）並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第一に定めるところによる。 2 から 3 まで（略） 第三条から第五条まで （略） <u>付 則</u>	○文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 （趣旨） 第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二条 手数料を徴収する事務（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「都市低炭素化促進法」という。）に基づく事務及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく事務を除く。）並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第一に定めるところによる。 2 から 3 まで（略） 第三条から第五条まで （略） （新設）

<u>この条例は、令和六年七月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	
別表第一（第二条関係） 【別記1 参照】 別表第二（第二条関係） （現行のとおり） 別表第三（第二条関係） 【別記2 参照】	別表第一（第二条関係） 【別記1 参照】 別表第二（第二条関係） （略） 別表第三（第二条関係） 【別記2 参照】

【別記1】別表第一（第二条関係）

改正後（案）					現行				
事務	名称	額	徴収時期		事務	名称	額	徴収時期	
1	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が、○・一ヘクタール未満のときは一万三千元、○・一ヘクタール以上○・三ヘクタール未満のときは <u>三万九千元</u> 、○・三ヘクタール以上○・六ヘクタール未満のときは <u>七万六千元</u> 、○・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは <u>十四万九千元</u> 、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは <u>二十二万五千元</u> 、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは	許可申請のとき。		1	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が、○・一ヘクタール未満のときは一万三千元、○・一ヘクタール以上○・三ヘクタール未満のときは <u>三万四千元</u> 、○・三ヘクタール以上○・六ヘクタール未満のときは <u>六万五千元</u> 、○・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは <u>十三万三千元</u> 、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは <u>二十万円</u> 、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは <u>三十</u>	許可申請のとき。	

		は<u>三十万五千円</u>、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは<u>三十七万円</u>、十ヘクタール以上のときは<u>四十九万七千円</u> 2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは<u>二万円</u>、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは<u>五万円</u>、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは<u>十一万三千円</u>、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは<u>二十万四千円</u>、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のと				<u>六万円</u>、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは<u>三十三万七千円</u>、十ヘクタール以上のときは<u>四十六万円</u> 2 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは<u>二万円</u>、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは<u>四万六千円</u>、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは<u>十万円</u>、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは<u>十八万五千円</u>、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは<u>三</u>	
--	--	---	--	--	--	--	--

		きは<u>三十四万円</u>、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは<u>四十五万七千円</u>、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは<u>五十六万七千円</u>、十ヘクタール以上のときは<u>七十九万五千円</u> 3 その他の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは<u>十四万千円</u>、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは<u>二十一万五千円</u>、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは<u>三十二万円</u>、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは<u>三十七万九千円</u>、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは<u>五十七万三千円</u>、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは六十				<u>十万七千円</u>、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは<u>四十一万五千円</u>、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは<u>五十二万千円</u>、十ヘクタール以上のときは<u>七十三万七千円</u> 3 その他の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは<u>十三万千円</u>、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは<u>十九万九千円</u>、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは<u>二十九万二千円</u>、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは<u>三十四万八千円</u>、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは<u>五十二万五千円</u>、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは五十	
--	--	--	--	--	--	--	--

		<u>五万四千円</u> 、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは <u>八十万八千円</u> 、十ヘクタール以上のときは <u>百八万千円</u>				<u>九万九千円</u> 、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは <u>七十四万六千円</u> 、十ヘクタール以上のときは <u>百万四千円</u>	
2	都市計画法第三十五条の二の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>百八万千円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>百八万千円</u>とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ<u>1の項</u>に規定する額に十分の一	変更申請のとき。	2	都市計画法第三十五条の二の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>百万四千円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>百万四千円</u>とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ<u>前項</u>に規定する額に十分の一を	変更申請のとき。

		を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ <u>1の項</u> に規定する額 ウ その他の変更については、一万五千円					を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ <u>前項</u> に規定する額 ウ その他の変更については、一万五千円			
3から4まで <u>(現行のとおり)</u>					3から4まで <u>(略)</u>					
5	都市計画法第四十七条第五項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	<u>一通</u> につき 七百円	交付申請のとき。	5	都市計画法第四十七条第五項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	<u>用紙一枚</u> につき 七百円	交付申請のとき。	

5の2	都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定による証明書の交付	証明書の交付手数料	一通につき 九百円	交付申請のとき。	(新設)
6から67まで（現行通り）					6から67まで（略）
68	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料 1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額 (1) 五百平方メートル以内のもの (2) 五百平方メートルを超えるもの	二万円 三万四千円	許可申請のとき。	(新設)

		平方メ ートル を 超 え、四 万平方 メート ル以内 のもの			
		(8) 四万 平方メ ートル を 超 え、七 万平方 メート ル以内 のもの	二十七万五 千円		
		(9) 七万 平方メ ートル を 超 え、十	三十六万四 千円		

		<u>万平方</u> <u>メートル</u> <u>以内</u> <u>のもの</u> <u>(10) 十</u> <u>万平方</u> <u>メートル</u> <u>を超えるも</u> <u>の</u>	<u>五十三万三</u> <u>千円</u>			
		<u>2 土石の堆積を行う場合</u> <u>土石の堆積をする土地の面</u> <u>積に応じ次に掲げる額</u>				

		(1) 五百 平方メ ートル 以内の もの	一万八千円		
		(2) 五百 平方メ ートル を超え、 千平方 メートル 以内 のもの	二万八千円		
		(3) 千平 方メー トルを 超え、二 千平方 メートル 以内 のもの	三万五千円		
		(4) 二千	五万四千円		

		平方メ ートル を 超 え、五 千平方 メート ル以内 のもの			
		(5) 五 千 平方メ ートル を超え、 一万平 方メー トル以 内のも の	六万六千円		
		(6) 一 万 平方メ ートル を 超 え、二	十二万千円		

[illegible]

		<u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を 超</u> <u>え、十</u> <u>万平方</u> <u>メート</u> <u>ル以内</u> <u>のもの</u> <u>(10) 十 万</u> <u>平方メ</u> <u>ートル</u> <u>を 超 え</u> <u>るもの</u>	<u>円</u> <u>二十九万二</u> <u>千円</u>		
--	--	---	---	--	--

69	<u>宅地造成及び 特定盛土等規 制法第十六条 第一項の規定 による宅地造 成等に関する 工事に関する 計画の変更許 可の申請に対 する審査</u>	<u>宅地造成、特定盛土等又は土石 の堆積工事変更許可申請手数料</u> <u>1 宅地造成又は特定盛土 等を行う場合 変更許可申 請一件につき、次に掲げる 額を合算した額。ただし、 その額が五十三万三千円を 超えるときは、その手数料 の額は、五十三万三千円と する。</u> <u>(1) 宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の設計の 変更((2)のみに該当する 場合を除く。)について は、切土又は盛土をする 土地の面積((2)に規定す る変更を伴う場合にあつ ては変更前の切土又は盛 土をする土地の面積、切 土又は盛土をする土地の 縮小を伴う場合にあって は縮小後の切土又は盛土</u>	<u>変更申請の とき。</u>	
----	--	--	----------------------	--

		<u>をする土地の面積）に応</u> <u>じ 68 の項に規定する額</u> <u>に十分の一を乗じて得た</u> <u>額</u>		
--	--	--	--	--

		<u>(2) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ 68 の項に規定する額</u> <u>(3) その他の変更については、一万五千円</u> <u>2 土石の堆積を行う場合</u> <u>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が二十九万二千円を超えるときは、その手数料の額は、二十九万二千円とする。</u> <u>(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)</u> <u>については、土石の堆積</u>		
--	--	--	--	--

		<u>をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ 68 の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額</u> <u>(2) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ 68 の項に規定する額</u> <u>(3) その他の変更については、一万五千円</u>		
--	--	---	--	--

70	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定による証明書の交付	証明書の交付手数料	一通につき 九百円	交付申請のとき。
71	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号）第五条第三項の規定による盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	一通につき 七百円	交付申請のとき。

【別記2】別表第三（第二条関係）									
事務		名称	額	徴収 時期	事務		名称	額	徴収 時期
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第十一條の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第十一條の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請に対する審査	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項2(2)、2の項2(2)、5の項2(2)イ(イ)又は6の項2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

備考

- 1 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の1の項2(2)、2の項2(2)、5の項2(2)イ(イ)又は6の項2(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項2(2)イ又は4の項2(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 3 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築	2 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の3の項2(2)イ又は4の項2(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 3 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築
--	--

物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。 6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。	物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。 5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に応していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。 6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
--	---

7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。 8 建築物省エネ法第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。	7 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。 8 建築物省エネ法第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第三十四条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。
--	--

11 向上計画認定申請手数料等〔誘導仕様基準以外による場合に限る。〕又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。 12 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。	11 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。 12 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
--	--